

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

北限のオリーブ加工施設整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

石巻市

3 地域再生計画の区域

石巻市の区域の一部（北上地区）

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

東日本大震災による離農者の増加と少子高齢化に伴う担い手不足により耕作放棄地が増加しており、災害危険区域とされた低平地の有効活用が被災地の大きな課題となっている。

オリーブの栽培は東北ではあまり例がなく、生産・栽培データの蓄積、技術の向上・確立、栽培技術者の育成が急務となっている。

宮城県内では、オリーブの果実を農産物として出荷・販売するシステムが確立されていないことから、オリーブ栽培を新たな産業として農業振興を図るためには、栽培から加工、販売までの一貫した生産体制の確立が不可欠であるため、加工施設の整備が必要となっている。

今後の課題としては、民間企業・農業者の自立的な生産・運営へのシフト、付加価値の高い商品開発・収益性の実現が挙げられる。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けた半島沿岸部の低平地に新たな産業を創り出すため、地域の宝研究開発事業によるオリーブの北限産地を目指した実証栽培に取り組んでいる。

平成26年度のオリーブ定植から、果実の収穫量も年々着実に増加しているため、石巻市北上地区にオリーブ加工の拠点となる施設を整備し、質の高いオリーブの加工品を生産することで高付加価値化を図り採算性の高い農業を目指していく。

また、養殖漁業へ果実や葉をエサとして活用する研究も並行して行い、将来的にはオリーブと地場産品を組み合わせた新商品の開発等により新たな産業と雇用を創出し、民間主導による自走できる地域づくりを目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
オリーブ製品出荷数 (個)	0.00	0.00	0.00
オリーブを原材料としたオイル生産量 (kg)	2.30	12.70	15.00
オリーブ栽培新規就農団体(個人)数 (団体(人))	0.00	0.00	0.00

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	KPI増加分 の累計
200.00	100.00	200.00	500.00
30.00	30.00	60.00	147.70
5.00	5.00	5.00	15.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

北限のオリーブ加工施設整備計画

③ 事業の内容

本市では、震災復興と新たな地方創生の取組として、国内では北限の地と言われるオリーブの実証栽培に特に力を入れており、栽培技術の習得や生産体制の確立、商品化に向けた取組を官民一体で進めている。

オリーブの定植は平成26年度に始まり、平成29年度に4.7kg、平成30年度には83.63kgと収穫量は着実に増加していることから、市内にオリーブの加工施設を整備し、搾油、オリーブの塩漬け、葉のパウダー加工を行い、北上川河口に位置する豊かな自然や周辺施設などの観光資源との相乗効果を図りながら、高品質かつ国産オリーブ北限の地としての付加価値をプラスした商品販売を展開し、「北限のオリーブ」ブランドを確立する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

本市では、日本におけるオリーブ生産の国内最北限の地を目指し、市、国、県、生産団体、大学等で構成する石巻市北限のオリーブ研究会を組織し、香川県小豆島の株式会社アライオリーブから肥培管理について直接指導を受けながら、オリーブの栽培・加工技術の習得及び特産品開発に努めている。

加工施設は、搾油や葉のパウダー加工等を行うと共に、市内の生産者、観光団体、大学、地域住民、NPO、水産業者、国、県、市など様々なステークホルダーが連携し、オリーブの加工品開発及び商品化等を行う施設

としても活用していく。

また、県内大学との連携による養殖漁業への活用及び周辺施設等との連携による新たな観光資源としてのイメージアップを図り、民間の参入を促しながら本市の新たな産業として定着させることにより、東日本大震災からの復興と地域活性化を図っていくこととしている。

【政策間連携】

オリーブの実証栽培は、東日本大震災で被災した低平地（集団移転元地等）を活用して行っており、震災からの復興に向けた課題の解決と持続可能なまちづくりに向けた効果的な取組として期待されている。当該事業は、生産者や関係機関の研究が実を結び、一定程度の収穫が見込める状況となったことから、今後はオリーブの加工生産を含めた新たな事業としての採算性の検証を行っていく段階に来ている。

また、オリーブ加工施設は、隣接する北上観光物産交流センターでの物販や、加工施設から車で5分程度に位置する白浜海水浴場や本年4月オープン予定の白浜ビーチパークでのバーベキューや地引網体験、同じく加工施設に隣接する環境省「石巻・川のビジターセンター」による北上地区の森・里・川・海を活かした体験プログラムとオリーブ収穫体験等を連携させることで観光地としての北上地区に新たな魅力を創出する。また、こうした取組の積み重ねにより、本市のオリーブ栽培が認知され、純石巻産オリーブの高付加価値化による産業振興が図られる。なお、県内大学との連携により果実や葉を養殖漁業の飼料として活用する研究を推進することで、水産業の高付加価値化といった波及効果も期待できる。

【地域間連携】

オリーブは、東日本大震災で被災した北上地区、河北地区、雄勝地区、牡鹿地区の4地区で栽培され、それぞれの地元農業法人等が連携しながら栽培管理を行い、オリーブ加工の拠点施設を整備することで、純石巻産の高品質なオリーブ製品の生産を目指す。

市内においては、雄勝地区でオリーブの実証栽培に取り組んでいるロー

ズガーデンファクトリーとの連携による体験プログラム等で交流人口の拡大を図る。また、将来的には、これまで様々な支援や技術指導をいただいている株式会社アライオリーブが所在する香川県小豆島をはじめとする全国のオリーブ産地との相互協力や県内でオリーブ栽培を実施している互理町との栽培技術に関する研修の開催等も検討していきたい。

【自立性】

オリーブ加工施設は、本市の新たな産業創出に向けて公設民営で運営していくものであるが、オリーブを産業として確立していくことによって、個人事業主を含めた民間事業者の参入促進と施設利用者の増加を図り、運営経費が確保されることで自立を目指していくものである。

将来的には、市の特産品と組み合わせた商品開発や販路の拡大を図り、生産地域・規模の拡大により雇用の受け皿と地域住民の生きがいづくりを担う産業に成長させ、「北限のオリーブ」ブランドの確立を目指す。

(オリーブ加工施設から生じる収益について)

加工施設では、オリーブオイル、オリーブ塩漬け、オリーブパウダーを生産し、これらのオリーブ加工製品を出荷・販売することにより収益を得る。

目標とする販売価格、出荷・販売見込額は以下のとおりであり、オリーブオイルを主力商品として生産していく予定である。

(目標とする販売価格)

オリーブオイル 185 g あたり 11,000 円

オリーブ塩漬け 50 g あたり 700 円

オリーブパウダー 100 g あたり 1,500 円

(出荷・販売見込額)

平成 33 年度 2,200,000 円

平成 34 年度 3,300,000 円

平成 35 年度 5,500,000 円

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4－2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のK P Iの達成状況について、外部組織である「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」へ報告し、効果を検証する。

【外部組織の参画者】

産（石巻商工会議所、漁協等）、学（石巻専修大学）、金（七十七銀行）、
労（連合宮城石巻支部）、NPO 団体、婦人会、地域住民代表 ほか

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 60,532千円

- ⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

- ⑨ その他必要な事項

特になし

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地域の宝研究開発事業

ア 事業概要

産業の活性化を図るため、本市の気候や環境に適した「地域の宝」となりうる野菜や果実などの生産可能性を実証栽培を通して検証すると共に、付加価値を付けた新商品の開発や新たな販路の開拓を推進する。

イ 事業実施主体

石巻市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。